

# 平成 27 年 12 月 定 例 教 育 委 員 会

日 時 平成 27 年 12 月 24 日 (木)  
午前 10 時 00 分～

○中島委員長

ご起立をお願いします。ただいまから平成 27 年 12 月定例教育委員会を始めます。よろしくをお願いします。それでは、教育総務課長から、日程説明をお願いします。

## 1 日程説明

○林教育総務課長

本日は議案 4 件、報告事項 9 件、協議事項 1 件、合計 14 件でございます。どうぞよろしくをお願いします。

## 2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

では、教育長の方から、一般報告と議案の概要説明をお願いします。

○山本教育長

一般報告をさせていただきます。初めに今日、若原委員がご欠席でございますが、今月 25 日までの任期であったわけですが、この度の議会で再任ということになりましたので、31 年度まで 4 年間勤めていただくことになりました。

11 月 28 日には、小中の PTA、高等学校の PTA がそれぞれ臨時大会を開催しまして、教育委員会ともしっかりと連携してというお話がありましたので、私どもも挨拶の中で、取り組んでいくというお話をさせていただいたところであります。

11 月 30 日から 12 月 21 日まで、12 月の議会が開催されました。平成 26 年度の決算の承認でありますとか、補正予算、それから先程申しあげました再任の同意などがありました。質問でございますが、西川議員の自民代表質問を加えて、18 人の方々が教育についてご質問をなさいました。浜田妙子議員の特別支援教育に関する質問では、中島委員長にもご答弁をいただいたところですが、主な話題としては、子どもの貧困の連鎖を断ち切ることでありますとか、学力向上で福井県とか秋田県に学ぶといった取り組みについて、あるいは美術館の設計等について、いじめ不登校問題、いじめの再調査に関してのものでした。それから主権者教育、あるいは家庭教育の支援をしっかりとやっていかないといけないとか。それから文化財につきましても、米子城跡あるいは青谷上寺地遺跡の活用についてご質問がございました。詳細は別途お配りしている分厚い資料をまたご覧いただきたいと思います。

幾つか行事がございまして、12 月 3 日には、琴の浦高等特別支援学校を会場に、今年 2 回目となりますが、技能検定を実施いたしました。全県特別支援学校から 38 名の生徒がチャレンジをいたしまして、マスター検定 1 級という国家資格レベルの 1 級にも 6 人が認定を受けております。後程これにつきましては報告をさせていただきます。

ますが、昨年マスター検定1級に合格した生徒が実際に清掃会社に内定をしているということもありまして、そういった意味での成果も上がっています。

12月5日には、鳥取中央育英高校が本年度から取り組んでおります、地域と連携した地域探求学習について、これは同じような取り組みをしている隠岐島前高校でありますとか、兵庫県の村岡高校、県内の智頭農林高校等、全体で7校の生徒が課題研究をやってそれが発表され、それについての意見交換をやったところでありまして、平井知事も途中激励においでいただきまして、多いに盛り上がったところでありまして、鳥取中央育英高校の新しい一つの魅力になっていくのかなあという気がいたしております。

12月10日には、鳥取県教育研究大会を開催しました。これは今年度、県の教育委員会として力を入れている施策等についてモデル的あるいは先進的に取り組んでいただいているような優れた取組を発表していただいで情報共有して役立てていこうというもので、今年度は小中学校が連携をした学力向上でありますとか、人間関係づくりの取組、それからアクティブラーニングの授業改革の実践、生徒の力を発揮する取組等々について発表を行っていただいているところです。これも後程、資料を配布しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

12月14日には、全国農業高校甲子園で、県立倉吉農業高等学校が最高金賞を受賞し、その報告で実際に炊いた米を持って来られました。確かに美しいお米でした。9日には石破大臣のところにもそのお米を持って行って「食べてください」というようなこともありまして、こうしたことも含めて倉吉農業高校の学校全体が活気が出ております。

12月16日には、教職員の定数確保等で、文部科学省等に要望を行ったところで、非常に厳しい状況でございますが、予算も閣議決定したところでございますが、何とか加配を減らすということにはならなかったんですが、全体としては非常に厳しい状況には変りはないということで、今後加配の成果みたいなものをきちっと説明していくことが、非常に大事になると思っております。

それから同日、高等学校のリーダーシップなどのキャリア教育を支援していただく企業を増やしていこうということで、今年度からキャリア教育推進企業の認定制度を創設し、第一次として65社を認定しましたが、これも別途資料を配布しておりますのでご覧ください。

12月17日には、県のPTAの協議会から次年度予算編成に向けての要望をいただいでいただいております。これは国の方で「美しい学校」というのを打ち出しておりますが、そうしたものを先取りして県の方でも、国に専門スタッフを充実して欲しいというようなことでもありますとか、いじめ・不登校の早期発見、早期対応ができるような実効性のある体制を整えてほしいとか、あるいは、スクールカウンセラーの増員、それから小中学校のエアコンの設置を促進してほしいというようなことがございました。これを受けとめて、国への要望でありますとか、県での対応を検討させていただきたいということその場では回答させていただきまして。

今後のことを少し申しあげたいと思っておりますが、明日、島根大学に教職大学院ができることを契機にして、島根大学と島根県と鳥取県の3者で連携してコンソーシアムをつくって現職教員の研修等も含めて教員養成に当たろうとしてございます。これも資料を別途配布しておりますが、この中でこの教職大学院に、鳥取県からも現職の教員

を数名派遣し、学校現場での抱えている課題をいろいろ学んで持ち帰って解決を図るというような、新たな取組をこの中で図りたいということです。それから、年明けになります。これまで議論いただいた平成31年度からの県立高校のあり方につきまして、いよいよ協議を済ませて、議会での説明も先般常任委員会でしましたので、今度は地元の市町村でありますとか、県民の方にパブリックコメントを求める作業をしようと思います。それから、鳥取養護学校に常勤の看護師を配置するという予算を9月の議会で認めていただいておりますので、それについて関係機関と協議をしておりましたが、1月1日からとりあえず週に2・3日程度総合療育センターの方に来ていただいて、そこでいろいろと詳細を詰めていきながら、本格的には4月からの正式配置ということにつなげていきたいという段階です。以上が一般報告でございます。

本日、議案4件をお願いいたしております。議案第1号・第2号は給与に関わるものでございまして、この度一般職員の給与に関する条例改訂が11月の県議会で可決されたことに伴いまして、現業職員の給与についても、一般の職員に準じた改正を行おうとするものであります。1号につきましては、教育委員会の規則で定めております給料表の改訂、2号につきましては労働協約の給料表の改訂を行うものであります。議案の第3号は、文化財の審議会に諮問を行うこととございまして、文化財保護条例第44条の規定に基づきまして琴浦町の曹洞宗亀福山光徳寺の伝来文書であります光徳寺文書及び倉吉定光寺の五百羅漢図の保護文化財の指定につきまして、文化財保護審議会へ意見を求めるものでございます。議案第4号は、鳥取県文化財保護審議会の委員の任命についてということとございまして、2月末をもちまして任期が満了いたします文化財保護審議会の委員につきまして、任命を行おうとするものでございます。以上です。

### 3 議 事

#### (1) 議 案

議案第1号 現業職員の給与に関する規則の一部改正について

議案第2号 鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について

#### ○中島委員長

今日の議事録の署名人を坂本委員と佐伯委員にお願いします。では、第1号と第2号は関連したものですから、まとめて説明をお願いいたします。

#### ○林教育総務課長

教育総務課でございます。第1号と第2号、関連しておりますので私の方から説明させていただきたいと思っております。現業職員の給料等につきましては、一般の県職員と違いまして、企業と同じように労働協約を締結することで、別途それに伴い各任命権者の方で給与を定めるということになっております。今回一般職の職員が人事委員会の勧告に基づきまして、給料表につきましては平均1.26、また期末勤勉手当につきましては0.1月分引き上げるという条例改正が行われましたので、その内容につきまして、鳥取県高等学校現業職員労働組合とも協議をした結果合意が得られましたので、

その内容を改訂させていただこうとするものでございます。議案第1号は、給料表の改訂ということで、給料表の額そのものにつきましては、行政職の1級・2級・3級と同額のものになっております。その内容につきまして議案第2号でも、労働協約に、この給料表については明示しておりますので、同じく高等学校現業職員労働組合との労働協約についても改訂をするという内容について、今回議案を出させていただいているものでございます。概要については、以上です。

○中島委員長

数字については一般職員と全く同じということですね。

○林教育総務課長

はい、一般職員と同じですが、適用条例なり法令の関係で、一般職員は条例を改正すれば全部できるのですが、現業職員の場合は労働協約を結んで、それに基づいて各任命権者が規則で給料表を定めるというかたちになっております。

○中島委員長

よろしいですか？それでは、議案第1号・議案第2号については、原案どおり決定といたします。

#### 議案第3号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中島委員長

続いて議案第3号をお願いします。

○土山文化財課課長補佐

文化財課・土山でございます。第3号、鳥取県文化財保護審議会への諮問について、ご審議をよろしく申し上げます。今回は2点をお願いしたいと考えております。まず1点目でございますが、保護文化財、光徳寺文書でございます。光徳寺は琴浦町にございますが、場所で言いますと、琴浦町の役場から約4キロ程の南の方に入ったところにあります。光徳寺は、出雲の尼子氏とのつながりが伝承されているお寺でございます。この度、諮問しようとするものは、光徳寺に伝わる中世文書10点でございます。光徳寺には良質な出雲尼子氏関係の資料が残されておりまして、中でも資料1頁目の写真に掲載しておりますが、尼子勝久安堵状、これは光徳寺の寺領、山林でございますが、通常ではなかなか使われない雁皮という材料を使っております。大型の紙、写真の安堵状は大きさでいきますと、だいたいA3版ぐらいの大きさでございますが、それに書かれておりまして、書き手の字も大変上手でございます。尼子勝久が光徳寺を特別な存在として扱っていたことが推測できるものでございます。県内の1ヶ所に伝来した中世文書としては点数が非常に多く、とりわけ戦国時代の伯耆国の様々な影響を及ぼした出雲尼子氏関係の資料として大変貴重な物と言えるものでございます。

続きまして2点目は、保護文化財、五百羅漢図でございます。この五百羅漢図につきましては、倉吉にございます定光寺、倉吉駅から約3キロ程西に位置するお寺でござ

ございますけれども、こちらに残ります五百羅漢図は百幅がひとまとめになっております。そこに写真を付けておりますけれども、一幅にはだいたい3人から7人の僧が描かれております。五百羅漢図と言いますと、釈迦が亡くなった後、その教えを守るために涅槃には入らずこの世にとどまる五百人の僧と言われております。この五百羅漢図につきましては、とくに18世紀に流行したものでございます。ここに載せてありますのは、倉吉の新町の染め物屋で、大阪の狩野派の絵師から絵を学んだと伝えられております吉田保水の手によるものでございます。寛政2年に保水が定光寺に寄進したという記録も残っているところでございます。保水のように倉吉で絵を描いて寄進するといった活動は、当時の倉吉での町人の文化的な活動の様子でありますとか、絵画と信仰の関わり、大阪と倉吉といった都市と田舎の文化交流の様子がよく分かります。更に18世紀に百幅の羅漢図が完全に残っているというのは大変貴重でございます。この度諮問させていただくものです。説明は以上です。

○坂本委員

これ（五百羅漢図）は修復されたものですか？

○土山文化財課課長補佐

絵画については、修復等はされておられませんけれども、平成11年ごろに少し切り詰めて、裏打ちをされ直して、きれいな状態で保存をされております。

○坂本委員

今度登録されると、またそういう裏打ちとか。そのときは和紙で。

○土山文化財課課長補佐

そうですね。補修に際しては。

○中島委員長

保存状態が良かったんですかねえ。色がきれいですから。

○土山文化財課課長補佐

そうですね。非常にいい状態で残っています。大事にされていたんだろうと思います。それから付け加えますけれども、百幅で五百羅漢ですので、だいたい平均5人ずつですけれども、18世紀に流行ったものとしては、一幅十人で五十幅とかいうものが大概でありまして、百幅がしかも現存しているものは、日本で一番古いものであろうと思われています。

○中島委員長

はい、では、議案第3号も原案のとおり決定といたします。

【非公開】

議案第4号 鳥取県文化財保護審議会委員の任命について

○中島委員長

第4号は、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいのですが、よろしいでしょうか？ではご退席ください。

(2) 報告事項

○中島委員長

では、報告事項にいかせていただきます。報告事項アも人事案件ですので、引き続き非公開といたしますが、よろしいでしょうか？では、非公開とします。

【非公開】

報告事項ア 損害賠償請求訴訟の提起について

○中島委員長

分かりました。では、公開にしてください。

では、報告事項イからカまで、まとめて説明をお願いします。

報告事項イ 鳥取県特別支援学校技能検定の実施結果について

○足立特別教育支援課長

特別支援教育課です。報告事項イについてお願いします。特別支援学校技能検定の実施結果についてでございます。冒頭の教育長の報告にもございましたが、12月3日に、第2回目となります特別支援学校技能検定を実施しました。県内の特別支援学校4校から38名の生徒が参加をいたしまして、セット部門について実施をしました。今回はこれまでの床及び机上の清掃に加えまして、じゅうたん、窓枠清掃も新たな種目として加えたところでございます。認定の状況は記載のとおりでございますけれども、審査委員長の講評として、生徒の努力が非常に伝わってきた、学習の成果が発揮されたということの報告があったところでございます。生徒の感想につきましては、非常に緊張した様子ではありましたが、日頃の練習の成果、学校での授業の成果が発揮できたという意見がございました。認定結果につきましては、じゅうたん清掃につきましては、なかなか苦心をしたようでして、最高が3級ということでございましたけれども、引き続いて子どもたちは、頑張りたいという意欲を持っているところでございます。

冒頭の教育長の報告にもございましたが、昨年度の技能検定に参加した者の1名が、清掃業者に関して内定をいただいたという状況でございます。来年度はその種目に加えまして、喫茶サービス部門を新たに新設するというところで、今マニュアルづくり等の準備を進めているところでございます。

報告事項ウ 平成28年度鳥取県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者  
選考試験の結果について

○足立特別支援教育課長

続きまして報告事項ウの県立学校実習助手・寄宿舎指導員の採用候補者選考試験についてご報告をさせていただきます。来年度4月1日からの実習助手及び寄宿舎指導員の採用候補者選考試験を去る11月29日に行いました。試験の内容につきましては、一般教養、小論文、適性検査及び面接試験を行ったところでございます。それぞれ採用予定数、採用合格者数については(4)に挙げておりますが、実習助手については20名の志願者に対して17名が受験をされ、合格者1名ということとしております。また、寄宿舎指導員につきましては志願者15名に対して12名の受験者がありまして、合格者3名ということで発表を行ったところでございます。近年の試験実施状況については参考として掲げているところでございます。今回採用試験の候補者名簿に登載した者につきましては、12月21日に通知を行うとともに、合格者の受験番号を県のホームページに掲載したところでございます。今回合格した者につきましては、28年4月1日に採用をする予定としているところでございます。報告は以上です。

#### 報告事項エ 平成27年度インターネットの利用に関するアンケートの結果 について

##### ○岸田社会教育課長

報告事項エ、平成27年度インターネットの利用に関するアンケート結果についてご報告いたします。このインターネット利用に関するアンケート調査でございますけれども、平成21年度から3年おきに調査をいたしております。前回は平成24年度調査でありました。今回の平成27年度の調査でございますけれども、9月10日から30日まで、対象が小学校6年、中学校2年、高校2年、そしてその保護者を対象としております。そして今年度新たに未就学児、これは年長児でございますけれども、その保護者の方約500名の方を対象に加えて調査をさせていただいているところでございます。携帯・スマホ等の7機器を対象としたところでございます。これは昨今の子どもたちが使う機器の利用等に伴いまして、24年度に比べて多めの調査をしたところでございます。

3番の調査結果の概要でございます。まず1点目が、ネットの利用率でございます。数字を見ていただきますと、小・中・高の平均9割弱がこの7機種いずれかの機種でネットを利用していたということになります。調査年度が1年前になりますけれども、全国平均が76%ということをお考えますと、既に多くの子どもたちが何らかの機器を使ってネットにつながっているといった状況でございます。

2頁をお願いしたいと思います。ここが7機種のうち、スマートフォン、携帯音楽プレーヤー・携帯ゲーム機の3種をどういった内容で使っているかということを表わしたものでございます。スマートフォンについては高校生がほとんど8割から9割使っておりますけれども、ほぼスマートフォンの機能全部を活用しているといった状況でございます。携帯音楽プレーヤーでございますけれども、中学生がよく使っております。携帯音楽プレーヤーですので、当然音楽視聴及び動画等が多くなっておりますけれども、見ていただきますと、このプレーヤーを使う中学生の6割がコミュニケーションツールとして活用している。このコミュニケーションはラインとかツイッターでございますので、多くはラインを使っているという状況になっております。

保護者アンケートでは、音楽プレーヤーでラインを使っているということを保護者の方が認知されているのはそんなに多くはございませんので、音楽視聴だと思っていたら、ラインも多く使っている実態が出ております。携帯ゲーム機の方ではゲームがメインでございまして、これは小学生が多く持って活用しております。

3頁でございます。普段ネットをどのぐらい利用するかということで、2時間以上使うものについて太字、それから太枠で囲わせていただいております。校種が上がるにつれて長時間となる傾向というのは、以前からの傾向と同様でございます。

引き続きまして4頁をお願いしたいと思います。インターネットでのトラブルの経験としまして質問しております。小6から高2まで書いてございますような率で、何らかのトラブルを経験していたことがあるという回答が出ております。そのトラブルの内容でございますけれども、真ん中の表に書いておりますように、ネット関係と人間関係のトラブル、そして使い過ぎて睡眠不足。ライン等が気になってスマホが手放せない、こういう人間関係のトラブルが多いもの、手放せないなどの依存傾向が、学年が上がるにつれて、上昇していくといった傾向が見てとれるところでございます。

それから4頁の下のところ、(2)番からは、保護者向けの結果でございます。フィルタリングの設定率でございます。これを見ていただきますと高校生については前回と同様、7割弱というところで変化はほとんどありません。ところが小6・中2になりますと、前回60%代・70%代だったのが34%、46%というように大幅に下がっているところでございます。この理由でございますけれども、5頁をご覧いただきたいと思います。保護者が、子どもが使うネット機器に対してフィルタリング設定をしていない理由を聞いております。とくに多いのが、高校の場合ですと、子どもが年齢的にしっかりしているからというのが多いんですけども、小学生・中学生になりますと、1番多いのは一番右側から二つ目の大人も利用するからといったのが多くなってきております。これは、前回の調査項目にはない項目で、新たに追加した項目でしたけれども、予測したとおり大人が使っているものを子どもにも貸し与えていると、契約は大人がして大人名義なんですけども、子どもに使わせているといった実態が見えてとれます。大人が使うものですからフィルタリングを設定しないものを貸し与えている。とくに大人が複数種を持つ傾向が出て参りましたので、古くなった機種を子どもに与える。中古スマホを与える。こういった傾向で、それにフィルタリングがかかっていない。こういった実態が見えたところでございます。

その下の家庭のルールづくりでございます。これは、前回の平成24年の調査から小・中・高とも上がっているというところで、研修等の成果がこの辺りで見えているのではないかと考えております。ところがその下④の子どもと保護者の意識のギャップでございます。家庭でのルールについては、保護者は確かに90%台というかたちで高くなったところなんですけども、家庭でのルールはやはり相手が、子どももしっかり認識していなくてはいけませんけれども、子どもに聞いたところ、小学校で19%、中学校で28%と格差があるということで、保護者はルールを作ったつもりであるというんですけども、子どもの方はよく理解してないというふうなギャップが出てきているところでございます。

6頁をご覧いただきたいと思います。ペアレンタル・コントロール、青少年健全育成条例の改訂について、昨年以降、知事部局と一緒にになって啓発を図ったところでございます。この内容を理解しているかどうか調査したところ、未就学児、小6、中2



の保護者とも理解されていない方は70%ということで、難しい新たに出てきた言葉にしては1年余りで3割台の方が理解されており、この数字については評価をしているところでございます。ただ、その下のインターネット用語については、最もこちらの方が期待しておりましたレーティング・マーク、特に小学生がよく使うゲームについて、何歳以上にはこのゲーム機、何歳以上にはこのゲーム機というかたちで、年齢が上がるにしたがってマークが変わっていくのがあるんですけど、ほとんど保護者の方が理解していないということが分かりました。というところでこの辺り特にゲーム機をよく使う小学生の保護者に対しては、啓発を進めていく必要があるかと思っているところでございます。

⑦の未就学児について、これは年長児でございますけれども、スマートフォン等の利用率でございます。表にございますように、子どもの電子メディア機器の利用については、スマートフォン共に高い率で、電子メディアを使っているという状況が見えたところでございます。しかも、この電子メディアを使ってネットにつながっているかどうかについては、スマートフォンについては半分ぐらいつながっているといったところで、スマホを使っている年長児の半分ぐら이가、常にネットの方につながった状態で使っているということが見てとれたという状況でございます。

このように、ネット利用が低年齢化しているというところがございますので、小学校に入る前からの啓発をやっておく必要があるか。この辺りは知事部局と連携して、未就学児対策というところにも、力を入れていく必要があるかと考えております。

7頁の4番、調査結果の今後の活用でございます。今申しあげましたように、この調査結果を活用いたしまして、様々な関係機関と連携を図って参りたいと思っております。今日お配りさせていただいております啓発用リーフレットを2種類使っておりますけれども、クリスマス前にこのリーフレットを配らせていただきました。クリスマスプレゼントを出す前に、もう1度保護者の方にこのネット機器を与える前に考えてもらいたいということで、調査結果を踏まえたリーフレットを、今回作成させていただいたところでございます。7頁の一番下には参考として、同じように危機意識をもっておられます県のPTA協議会が、10月からメディア21ということで、21時以降はラインとかメール・ゲームといったものをやめるようにということで、運動を起こしたものでございます。

最後の15頁でございます。保護者の方にネット関係の啓発をさせていただきますけれども、なかなか用語が難しい。ペアレンタル・コントロールをやろうと思っても、機器の説明書を見てもなかなか操作が難しい。メーカーの解説書を見ても、説明している画面になかなかとどろつかない。こういった声をよく聞きます。こういったことから、ペアレンタル・コントロールを具体的に、ゲーム機であれば「こういうふうに操作してください」というようなことを分かりやすく動画にしてご紹介をさせていただく。これを初めてさせていただきました。この調査結果を受けて、どういうところが、保護者の方が分かりにくかったのかというところを、細かく動画を通じて紹介できればということで、鳥取県民チャンネル・コンテンツ協議会のご協力をいただいて、3機種について、まずはスタートさせていただいたところでございます。5分か7分程度の動画でございますので、分かりやすく紹介をさせていただきました。メーカーに聞いてみますと、このように自治体の方で動画を作成というのは全国で初めてでは

ないかというところがございます。それでこれを紹介しながら、保護者の方に更に啓発を図って参りたいと考えているところがございます。以上でございます。

#### 報告事項オ 鳥取藩台場跡（赤崎台場跡）の国史跡追加指定について

##### ○土山文化財課課長補佐

続きまして報告事項オ、鳥取県台場跡（赤崎台場跡）の国史跡指定について、文化財課でございます。11月20日に国の文化財審議会から、琴浦町の赤崎の台場跡を国史跡に追加指定するよう答申がなされました。現在県内に六つの台場跡がございまして、まとめて史跡に指定されました。これまで由良台場跡から浦富台場跡までの五つでございまして、この度これに赤崎台場跡が追加指定されることになりました。合わせて名称の追加指定変更となります。今回の指定で県内にありますすべての台場跡が国史跡に指定されることになりました。追加指定の場所でございますが、資料に記載のとおりで2頁の右上に地図を付けておりますけれども、赤碕駅から海岸まで真っ直ぐ行った辺りでございます。現在の状況ですが、2頁目の左下に写真を付けておりますが、海岸から見ますと盛り上げた台場の形が見てとれます。それから道路側（土地の入り口側）から見ますと、整地された土地になっております。4番に、指定までの経緯を書かせてもらっておりますけれども、赤崎台場の存在については以前から知られておりましたが、既に埋められて工場の敷地になっていたために、指定まで至っていませんでした。昨年、琴浦町が行いました発掘調査で遺構がよく残っていることが確認されまして、現在、町が有しております。

6番に、史跡の概要を書かせていただいておりますが、台場につきましては、江戸時代後期に外国船からの防衛を目的に築かれておりました。鳥取藩でも9ヶ所の台場が構築されておりました。赤崎台場は今回の発掘調査で、台場の形状でございますが、構造が確認されております。台場跡の構造につきましては、2頁の右下に模式図を付けてございますが、赤崎台場の土塁は半円形で、外側（海側）が太くなりまして、敵の砲弾を防ぐ「護胸壁」を設けております。1段下げて大砲を据える「砲壇」、更には1段控えまして兵士の「往来」を設ける三段構造になっておりました。このように幕末の鳥取藩の状況を示すとともに、当時の社会情勢を示す遺構として貴重だということ指定されました。

#### 報告事項カ 平成27年度鳥取県体力・運動能力調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

##### ○吉田体育保健課長

引き続きまして、報告事項カ、平成27年度鳥取県体力・運動能力調査及び全国体力・運動能力、運動習慣など調査の結果について、報告させていただきます。スポーツ庁から、全国体力運動能力、運動習慣等調査の結果が公表されました。その結果につきまして、鳥取県の調査結果を交えて分析した概要を報告します。なお、鳥取県体力運動能力調査は、県内小学校1年生から高校3年生の12学年を調査しておりますが、国の調査は小学校5年生と中学校2年生の抽出調査のため、県と国の比較は小学校5年生と中学校2年生の2学年の比較になります。

報告は1頁にあります調査結果の概要について資料を元に行います。体力の合計点ですけれども、すべての学年で全国平均を鳥取県は上回りました。8頁別紙5をお願いいたします。全国との比較で鳥取県が全国に上回っているものには○を付けております。体力合計点で○が四つ並んでいるのが確認できると思います。1番下の項目になります。区分4の反復横飛び、5のシャトルラン、7の立ち幅飛びは前年度の県比較、今年度全国比較すべてに上回っておって、4・5・7では○が四つ並んでいるのが確認できると思います。1の握力についても○が四つ並んでおりますけれども、中学校2年生の男子で昨年度の県の記録よりも劣っており、4・5・7のグループには入れませんでした。しかし、握力は全国の結果では小5・中2すべてで過去最低だったことから、県は健闘しているにとらえております。これまで県内の児童生徒の弱いと言われておりました長座体前屈、50m走、ボール投げにつきましましては、50mとボール投げが白○が二つと黒△二つでありましたが、長座体前屈にあつてはすべてが黒△が四つ並んでしまいました。しかし、この弱い種目についても明るい兆しが見えました。5頁別紙3をお願いいたします。先程申しあげましたように、県では小1から高校3年生までの12学年男女の調査を行っております。このグラフは前年度の記録より、今年度の記録が良くなった学年の数を示しております。男子は、長座体前屈・50m走の9学年を筆頭に、反復横飛び・ボール投げが12学年中6学年上昇しました。女子では、長座体前屈の11学年が上昇したのを筆頭に反復横飛び・50m走の7学年、ボール投げの6学年と鳥取県3種目すべてが、県記録比較では上昇傾向が見られます。これらの結果が県内記録を底上げして、全国平均より上回ったと考えられます。

調査は体力のみではなく、児童生徒の運動習慣についても調査をしております。別紙4、県の調査をお願いいたします。この調査では1日どれだけ運動を行うかで、成績がどう違うのかの結果を示しておりますが、運動に取り組む時間が長ければ成績も良いということが分かります。それから9頁別紙6をお願いいたします。これは県内児童生徒の体育の時間以外の1週間の総運動時間分布を表わしております。中学校2年生女子の1週間に60分未満の生徒が2割おり、運動時間数が少ない生徒は体力も低いという結果分析から、この2割の生徒をいかに運動させることができるかが、今後の課題と考えております。それから、10頁資料7をお願いいたします。一番下段・質問の30番、小学校入学前は運動遊びが好きでしたか、の質問に対して男女とも「嫌い」が国に比べ高いことから、幼稚園・保育園・小学校の子どもたちの運動の取組について、市町村や市町村教育委員会と連携して、運動好きの幼児を増やすことが今後の課題ではないかなと分析をしております。従って来年度、保育園・幼稚園・小学校の低学年を担当される先生方を対象に、遊び等を取り入れながら子どもたちが体を動かすことが楽しくなるような活動のための研修会を計画しております。現在これらのデータは、鳥取県子ども体力向上支援委員会において、更に詳しく分析中でありまして、今後はこの分析結果をまとめ、後日報告をさせていただきたいと考えております。また、この分析結果等を元に、来年度の施策にも反映させていきたいと考えております。以上です。

報告事項キ 適正な経理処理の確保に向けた点検結果（平成27年度結果）  
について

○島田教育総務課参事

報告事項キ、適正な経理処理の確保に向けた点検結果（平成27年度結果）について、報告いたします。結果をご覧いただきまして、この調査でございますけれども、平成20年度から毎年度実施している点検でございます。点検内容でございますが、事務局、それから県立学校すべてを対象とした点検となっております。実施方法につきましては、まずは全所属に対して自主点検を指示しましてその結果を受けまして、私どもの方で確認をいたしております。それから、全所属から7所属を抽出いたしまして、実際にその所属に行きまして実地点検を実施しているところです。3番、点検結果でございますが、まず1番の処理に困っている資金・通帳等を報告するようにいたしておりますが、これについてはその報告はなく、その存在は認められませんでした。それから平成27年度中に、どのような県費外会計が取り扱われていたかということについて調査をしておりますけれども、まずどのぐらい保有しているかということにつきましては、下の表でございますが、保有している所属数が1減、それから会計数が16減ということになっております。どのような結果であったかという自主点検でございますけれども、県立学校以外を対象とした2所属につきましては改善を要する事項はございませんでしたが、それ以外の部所属のうち県立高等学校2校において、教職員が私費で県費外会計について立て替え払いを行っているという会計が二つあったということ、それ以外に、各種ガイドラインに沿った処理が認められないところがありましたので、それについて改善等指示したところでございます。詳細については別紙で後程説明いたします。

それから今後の方針でございますが、やはり、まだまだ点検いたしますと課題が出てくる場所ですので、引き続き点検を実施していきたいということと、それから、この点検結果につきましては、すべての所属に周知いたして、今後の県費内会計の適正な取り扱いを徹底することとしているところです。

1枚めくっていただきまして、別紙の実地点検結果でございます。点検対象所属につきましては、表にございます7所属23会計となっております。5番、点検結果でございますが、先程も申しましたが、県立学校以外を対象所属2所属3会計につきましては、改善を要する事項は認められませんでした。県立学校高等部につきましては改善を要する事項が認められたために、改善指示、改善指導を行ったところです。まず1番の改善指示事項でございますが、県立学校2校において、部費会計について立て替え払いを行っていたという事例がございました。うち1会計につきましては、立て替え払いについて常態化してまいりました。まず、鳥取西高校でございます。これは、部費会計でございますけれども、26年度中の会計を見て参りますと、22回残高不足になっておりまして、現金会計ですので、残高不足になるということは、顧問が立て替えを行っていたということになります。最終的な赤字が発生して、66円でございますが、これについて最終的に私費負担を行ってまいりました。それからもう一つ、八頭高校、これも部費会計でございます。現金管理になります。こちらにつきましては、年度末に最終赤字になっておりまして、3万953円の最終赤字になっておりまして、それも現金ですので、顧問が立て替え払いを行っていたということでございます。原因といたしましては、ある請求書を失念してまいりまして、年末に支払ったとこ

ろ不足が生じたということで、自ら補填しておいたということになります。立て替え払い金額につきましては、次年度保護者の合意を得て、当該学年の2年生及び3年生から徴収しております。この会計におきましては多少領収書等の管理が適正にされていない部分がありまして、整理されていない状態で検査のときに見つかりましたので、そういうことが会計処理の不十分さにつながったのではないかと考えているところです。こちらの二つの会計につきましては、改善指示事項でございますけれども、公私を区別する意識を徹底すること、それから立て替え払いの発生しないような会計管理方法を検討することを指示いたしました。

それから、続きまして改善指導事項でございます。まず、現金管理でございますが、ガイドラインと申しまして、県立学校におきます県費外会計の取り扱いについて定めたガイドラインがございますが、これの中では通帳管理が基本となっております、例外事項を幾つか認めているところでございます。例外事項につきましてはア・イ・ウと下書しているところでございまして、まず、1回の会計処理で会計処理が終了するもの。それから金額が極めて少額であるようなもの、それから通帳で管理することによって教育活動や会計処理に著しく支障が生ずるようなもの、こういったものについては、現金管理をしてもいいということになっているところでございます。こういったガイドラインに照らしまして、各学校の取り扱いを確認いたしましたところ、アについては、収入総額の大きな会計につきましては現金管理を実施しているところが認められたところがございます。各学校でそれぞれガイドラインに基づく学校における取り扱いをする学校規定を持っておりまして、その収入総額が5万円だったら少額と認めるとか、概ね10万円以下だったら少額と認めるというような基準を持っているわけですが、実際に点検してみますと、それを大きく上回るような会計が複数存在しておりました。これについては3校4会計についてそのような扱いがございました。3校の中で最高200万程度というものもございました。それ以外にも具体的な金額を定めずに行っているところもありましたが、そちらの学校につきましても、米子養護学校ですけれども、50万円以上というような会計もございました。

それから、イのガイドラインの趣旨・取扱要綱の規定を越えて、学校が定める規定で現金管理を拡大しているような事例がございました。八頭高校でございますけれども、学校規定の中で、単年度精算であれば単年度において0精算を行っている場合について現金管理を行っているという、なかなか先程見ていただいたア、イ、ウのどれにも当てはまらないような事例でございますけれども、こういったものも現金管理を認めるというような規定を定めておりました。

それから、ウでございます。先生が顧問を行っているような部活が多かったわけですが、授業などによって銀行窓口に行くような時間が取れないといったことを、教育活動及び会計処理の著しい支障であるにとらえまして、現金管理を行っているような事例が複数ありました。これは、鳥取西高と八頭高ですけれども、分からなくもないんですけど、やはりそれを認めてしまうと、際限なく現金管理が広がってしまいますので、やはりこれを著しい支障とは言えないのだろうというように考えているところでございます。現金管理については、保護者等が入った検討委員会において認めたもののみ現金管理ができる、ということになっているわけですが、実態として、それには諮られずに現金管理が行われるようなところもあったところです。これに関しましては、改善指導内容ですけれども、まず現金管理の要件をきちんと点検し、それ

から学校規定の中で、こういったガイドラインに沿わないようなものを認めてないかどうかについて点検を行うように指示したところでございます。

それからイでございますけれども、現金管理会計の要件に適合しているかどうかをきちんと確認して、要件に適合しないものについては通帳管理に移行するようにと指導したところでございます。それ以外に現金と通帳の管理について確認したところですが、現金につきましては、たとえば担当者の机の中、あるいはロッカーの中といったところで管理されているような事例が3校4会計について認められたところです。それから通帳につきましては、これはガイドラインの中で通帳管理については会計担当者以外が行うなどということになっているわけですが、これが行われていない。担当者の机等で保管しているということが3校7会計で認められたところです。これにつきまして、まずアで、現金管理につきましては金庫等で管理すること。それから通帳管理につきましても内部牽制がとれるような、たとえば通帳は担当者以外の者が管理することというように指導したところです。

それ以外に、学校が定める取扱要領に沿った会計管理ができていない事項が存在しておりました。まず会計処理が作成されていない。たとえば、収支計算書、現金出納簿、収入支出伺といったものの全部あるいは一部が作成されていないのが2校3会計に認められました。それから、証拠書類、年間保存としているところですが、たとえば、通帳が点検対象である平成26年度のものを含めまして、一部紛失しているものが1校2会計ございました。

それから、監査を行うこととなっているわけですが、これが行われていないというところが4校6会計ございました。

めくっていただきまして、年度中途に会計担当者から口頭で中間報告をするということになっておりますが、それが実施されていないところが3校8会計ございました。それから、金銭徴収の目的、収支状況について、保護者等に説明、報告をするということですが、この双方あるいはいずれかが行われてないものが2校2会計ございました。

こういったことにつきまして、まず取扱要綱に沿った事務処理の徹底、それから証拠書類の年間保存の徹底といったところを指導したところでございます。

その他でございますが、日野高校におきまして、生徒が実習で生産した農産物を販売いたしまして、その代金を一旦保管しておく口座がございまして、そこから金品を納入するわけですが、その口座にいつの間にか預金利息が少し貯まっている、結局613円ですけれども貯まっております、そのままになっておりましたので、元々県費をかけて生徒が実習を行って売り上げたものにかかる利息ですので、これにつきまして県に納入すべきであるということについて指導したところでありました。

点検結果は以上ですが、こういった点検結果から、ガイドライン自身が多少不十分な点があるのではないかとということがございましたので、これは所管いたします高等学校課にも伝えておりますけれども、改正あるいは解釈の提示等をすべきではないかというところですが、まず、現金管理ですけれども、通帳については「このような管理をしない」とガイドラインにございますが、現金で管理した場合にどのような管理方法していくべきなのかということが示されておりましたので、それは必要ではないかということと、やはり現金管理につきまして、かなり拡大解釈を各学校で行っているところがございまして、ガイドライン自身を見てみますと確かに曖昧さである

とか、拡大解釈を許すところがあったりした部分がありましたので、そういった部分について改正あるいは解釈を示していく必要があることを伝えております。こういった点検結果でございますが、これから先たくさん個表がありますが、すべての会計について個表を作成して、いくら持っているかとか、決算はどうであったかとか書いた表がございまして、これは今回おつけしているのは事務局と、実地点検いたしました5校分だけでございますが、実際にはこれも含めまして、先程の点検結果と、それからすべての学校、事務局所属の小表について、本日ホームページに公表する予定とされているところでございます。最初にも申しあげましたが、この点検結果につきましては、本日付けですべての所属に対して通知をいたしまして、この結果を参考にして、まずはセルフチェックをしていただいで改善に生かしてくださいという通知を发出する予定とされているところです。以上でございます。

○中島委員長

それでは、質問等お願いします。

○松本委員

レーティングマークって、今回あんまり認知されていなかったということですけども、レーティングマークって何年か前から言われているし、なんで認知されないのか。レーティングマークはA B C Dといった格付けということから、年齢で格付けということでしょうが、分かりにくさが問題だと思うので、禁止という言葉が使えないかなあ。12歳未満は禁止とかいうように。禁止とは言えないのかな？

○中島委員長

見ないでね、というように。

○松本委員

そこをなんとか言葉で分かりやすくしないとだめじゃないかな。レーティングマークと書いてあるだけでは。このマーク自体も分かりにくいし。

○岸田社会教育課長

今回の調査では、用語だけでアンケートをとったものですから、レーティングマークという言葉は知らなくても、こういったゲームソフトを買うときに、このマークを見たり、また、販売員の方から「これを使われるのはお子さんですか？または保護者の方ですか？」と問いかけをされていますので、そのときに「ああ、こういったマークのことだね」と認識はあっても、それとレーティングマークという言葉が一致しない。そのために低かったというのが想定されます。それにしても、低すぎるというのがありますので。とくにZマークについては、鳥取県では有害図書と指定しているマークでございますので、しかもZマークもかなり小学生が使っているという実態があるということから、所管しております子育て王国推進局の方とも連携して、この辺りもう少し啓発と言いますか、これまでもやっていますけれども、このやり方でうまく浸透しないということから、少し工夫してみる必要があるのかなあと考えております。

○松本委員

これってゲームソフトに貼ってある、印刷してあるわけですね。大きさ的にはどのぐらいの大きさなんですか？

○岸田社会教育課長

ゲームソフトは、側面にマークが印刷してあります。

○松本委員

大きさはこの大きさなんですか？

○岸田社会教育課長

もう少し大き目に付けてあります。やっぱりA B Cというようなかたちで。年齢も書いてありますけれども、子どもが買いに来たときは、販売店の方が「何年生？」と聞きますが、保護者の方や、子どもに頼まれておじいさん、おばあさんが買いに来ることが多いものですから、圧倒的にD Z辺りが、保護者や、おじいさん、おばあさんが買われて子どもにプレゼントするケースが多いんです。

○松本委員

ここだけを取り出したパンフレットを作ってDはだめというような分かりやすいメッセージが出せないかなあ。

○中島委員長

今付けていただいている二つのリーフレットは、今年度配布したのですか？

○岸田社会教育課長

先週、既に各小中学校には配布させていただいております。緑の方が小学生用に作らせていただきました。黄色の方が中学生用です。

○佐伯委員

内容は分からないんですねえ。

○岸田社会教育課長

携帯・スマホの要素を入れたものが黄色、ゲームとプレーヤーに特化したものが小学生用というかたちで。

○中島委員長

高校生には配ってないのですか？

○岸田社会教育課長

今回は高校生には配っておりません。



○佐伯委員

未就学の保護者の方が、そういう印があるという認識率が低いですよ。これはそういう機会が少ないんですか？

○岸田社会教育課長

機会の少なさと、それから鳥取県の場合には携帯インターネットの推進委員制度を設けておりますので、この未就学児から高校生までの保護者の方を対象とした機会なども年150回ぐらいの実績で、ここ数年きております。そういった要請があれば、幼稚園・保育所・認定子ども園等に出かけて、保護者の方にやっておりますけれども、なかなか小学校以上の保護者の方と違って、未就学児の保護者の方が、こういったネット関係で、なにか問題があるんだろうかという、まだ認識が高くないということから、そういう要請がまだまだ低い。だから「スマホ子守」、スマホで子守をさせて何が問題があるの？という認識の方が、若い保護者に多いものですから、そういう保護者の方に「ネット環境を勉強しましょう」と言っても集まっていられないし、そういった機会をつくりましょうという呼びかけも保護者同士で、なかなか無いような実態です。「なぜ、スマホを子守代りにしたら悪いのか」という認識をきちっと伝えて、そのために勉強しましょうというような段階を追って啓発していく必要があるかなあと思っておりますし、福祉保健部とも連携しながら、この辺りの意識を高めていく必要があろうと考えているところです。

○佐伯委員

さっき、外遊びが好きじゃないという小さい子どもさんがあったのと、こことはリンクしているのかなあと思ったんです。やっぱり外で思いきり遊んでいる子どもの方が集中力がつくとか、人間関係がつかれるようになるということと、独り遊びというか、映像機器なんかで遊んで体を動かしていないという子どもさんが、保護者との関係もあると思うんですけど、こういう保護者啓発的な部分をしていかなきゃなりませんね。高等学校の問題というよりも、就学前からの関わりが大事になってくるのかなあと、聞きながら思いました。

○中島委員長

そういう意味でいうと、これけっこう面白いなあと思うのは、スマホ子守をされる保護者の方に、逆にスマホを通じてスマホの危険性を伝えるということはいいのではないかな。「スマホ子守良くないですよ。これ見てくださいな」というリーフレットを配ったりすればいいんじゃないですかねえ。

○岸田社会教育課長

これ初年度ということで、ゲーム機、アイフォーン等、機能制限が設定しやすいものを選ばせていただいている。なぜスマホ子守がいけないのか。子どもの成長にどう影響があるのかということでの医学的なものを入れたのも考えていきたいと思っています。

○中島委員長

これは、県教委が作ったものになるんですか？

○岸田社会教育課長

はい、企画して、コンテンツ協議会の方に委託をして作っていただいたものです。このとおりに設定すれば、かなり強烈に設定することができます。

○中島委員長

では、他についてはいかがでしょうか。

報告事項ウで、寄宿舍指導員、実習助手のところ、特別支援教育課の方からご説明いただいたんですけど、これは特別支援学校だけなんですか？

○足立特別支援教育課長

はい、特別支援学校に勤務する職員についてです。

○松本委員

報告事項キで、現金管理はだめというのは分かったんですけど、5万円を超えた分については、1回1回通帳に入れておけということですか。超えた現金は持ってはいけないから、会計の人が銀行にまで行って通帳に入金すればいいということですか。

○島田教育総務課参事

まず、5万円とは限らないんです。5万円を超えた分というのは、それ以上会計がある場合には、方法については現金ではなく口座を開設をして、そこで管理しましょうということなんです。入金につきましては、担当者が行って入金いたしますので、授業時間等で行きづらいということもありましたので、キャッシュカードを作っただけとはいかないということはないので、たとえばキャッシュカードを作って家などで下ろすということも可能であると考えているところです。要するに口座で、現金は手元に置かないということが、まず大切ですので、そういったことを考えています。

○坂本委員

ネットバンキングの利用は、学校ではいけないんですか？

○島田教育総務課参事

ネットバンキングをしているところがあるということは聞いたことはないんですけども、またそういうような質問を受けたことはないんですけども、今のところ想定していないということですね。必要があれば考えていかないといけないのかもしれないけれども、今ネットバンキングがいいのか悪いのかという基準を設けているわけではないので。現実としては、ネットバンキングをしているところはないんです。

○坂本委員

かなり軽減されるのかなあと。

○島田教育総務課参事

振り込まれたお金を横に動かすというよりは、保護者の方から現金を持ってきていただいたものを預かり、それを集金の方が来て支払うパターンが多い。今のところネットバンキングは想定の範囲にない。

○松本委員

普通の中小企業は毎日そういうお金が入ったり出たりで、銀行に行きますよね。

○坂本委員

ネット銀行でもATMから振り込めるから、そういう口座を持っていたら、銀行に出向かなくてもいいです。

○中島委員長

今回の点検の趣旨ちょっと違うところがあると思うんですけど、ちょっと気になるというか、関心があるのは、教職員のこれに伴う負担ですね。大変そうなのか、どうか。ものにもよるし、その人の性格にもよるでしょうけど。

○島田教育総務課参事

校内の担当によって、負担感だったり、これをどう捉えているのかは、違うような気もいたしまして。学校によっては部費で現金でやっているものを、「通帳にしないで」というと「面倒くさい」と拒否反応を示すところもあるようでして。急にこのあいだまで通帳だったのが、現金管理になったという報告が来たりするわけです。どうしてかと聞くと、「顧問が代わりまして」と。顧問が代ると銀行には行ってられないという方があったりして。個々人の捉え方があるようで。負担感は人によっても違うようです。

○中島委員長

それはそうするもんだとしちゃえば、逆に負担感が減るという部分もあるんじゃないかなあと思うんですけど。これを自分で考えてやらなきゃならないと思うと、ちょっとためちゃったりして。ちょっと面倒くさいところはあるかもしれないけれど、そのとおりやればいいということで。なにかしらもう少しルールを細かくしていくということはあり得るんですかねえ。

○島田教育総務課参事

まず、教育委員会の方針として、高等学校課が各学校にガイドラインで示しているんですが、学校の自主性を尊重するという前提にしていますので、ガイドラインに基づいて、まず学校が考えて学校内で取扱要領を作ってくださいということから言っているの、ある程度参考様式なんかを示していくことはできます。どこまでこと細かにやるのがいいのか。一番楽なのは、ガイドラインに書いてあるまを各学校がすると楽なんですけど、一方で各学校の自主性というところから、ワンクッション置いて、この趣旨を踏まえてやってくださいということです。

○松本委員

鳥取県のATMって小銭が使えないんですね。入金するにも出金するにも小銭が出てこない。だから必ず窓口に行って入金しなければいけないので、時間がかかる。

○中島委員長

出金は小銭は出ないけど、入金は大丈夫はできますよ。

○佐伯委員

通帳の管理については、会計担当者以外のものが行うと書いてあって、複数顧問だったら出来るかもしれないけど、一人の顧問だったら難しいですね。

○島田教育総務課参事

たいてい複数だと聞いているんですが、県立学校では。実態がわからない部分があるんですが、もう一人の副顧問さんが持っていていただくということが考えられるのかなあと。最悪は事務室に預かっていただくとか。

○中島委員長

では、アからキまでについて、いいでしょうか？それでは残りはケまでですか？私はちょっと気になったのが、琴の浦で今年7人が合格しなかったんですね。この人たちは大丈夫ですか？

○足立特別支援教育課長

はい、基本的には他の地域の高等部の方を受験されると考えています。

○中島委員長

琴の浦ではちょっと厳しいかなということになるんですかねえ。

○足立特別支援教育課長

そうですね。学力検査等の結果。

○中島委員長

まあ、道は用意されていると。

○足立特別支援教育課長

ちなみに1名受験されなかった方は、進路変更ということですよ。

○中島委員長

では、報告事項については、いいでしょうか。それでは、報告事項はこれで終わります。

(3) 協議事項 平成27年度アクションプラン中間評価(案)について

○中島委員長

続いて協議事項1について、お願いします。

#### ○住友教育総務課参事

平成27年度アクションプラン中間評価(案)について、県の教育振興基本計画でプランを立てているところですが、平成27年度アクションプランの中間の評価を行いました。中間評価に当たって、学校だとか関係機関にアンケートをしているんですけども、校長会とかの役員の校長先生のみアンケートを依頼しました。昨年度までは小学校・中学校についても全部の学校にアンケートをしてたんですけども、少し見直したところですが、中間評価の一覧を載せております。評価はAからDまでの4段階ですが、中間評価ということで、ほとんどの項目についてBの「ほぼ計画どおり推進している」ということで、A評価の「目的・目標を達成した」という評価はありません。1番のC評価がありますので、それについて少し説明させていただきたいと思います。評価機関一覧の最初のページですが、(6)の特別支援教育の充実の②で特別支援学校のセンター的機能とか学校関連系の推進のところ、Cにしております。これにつきまして鳥取養護学校の学校看護師が必要数1名いないということで、C評価にしております。

(8)豊かな人間性・社会性を育む教育の推進の中で、②のいじめと、③の不登校、①のいじめ問題の取組については、いじめ問題について再調査が行われたりして、数が増えているということでC評価にしております。その下の不登校につきましても、小学校でも微増であったり、中学校でも増えているという状況であったりしていますので、C評価としております。

続いて中程で(10)「学校教育の充実」の中の③で「今後の特別支援教育のあり方」ということで、昨年度答申をいただいたところですが、方向性が明確になったということで、昨年度はA評価にしておりますけれども、現時点では具体的な5年間、どういうところを行っていくかという取りまとめはまだまとまっていませんのでC評価としております。少し下に、ゆとりある学校の推進というところの④「教職員の多忙感」というところもCとしております。これについても年度当初に改善活動の手引きを発行して研修等をしてもらっているところですし、改善指定校ということで、改善に取り組んでいます。また、市町村の小中学校についても、業務改善の作成中というところですが、まだその多忙の解消というところまでは至っていないということでC評価にしております。その他についてはB評価ということにしております。

あと、関係機関のアンケートなんですけども、来年度もう少しアンケートの項目を減らそうかなと、すべての項目についてアンケートをするんじゃなくて、県教委として「これについて意見を聞きたい」という項目に絞ったかたちで、来年度アンケートのやり方を見直して省略してやろうかというふうに考えているところです。説明は以上です。

#### ○中島委員長

アンケートというのは、自由記述はあまりなくて、点数をつけていくという感じなんですか。A、B、Cというかたちで。

#### ○住友教育総務課参事

自由記述でいろんな意見をもらっております。一覧表しか説明しませんでしたけれども、いろんな項目についてご意見をいただいております。Bの主な意見というところを読んでみるとわかると思います。

○中島委員長

ああそうか、そうか。よく分かる。

○佐伯委員

たとえば56頁に「いじめ・不登校等について、取組が学校任せになっている。これに関する施設は東部に集中している。」と書いてあって。

○中島委員長

(6)「特別支援教育の充実」で鳥養の件を受けて、②の「特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進」がCになっていますが、この②なんですかねえ。理念について反省させるのが適切なのか。

○足立特別支援教育課長

各それぞれの施策の取組のところも、看護師の配置の施策を②のところにつけたものですから、この中で。

○中島委員長

ああそうか。つまり、今回の件は結果としての対応策は、看護師の配置ということになったけれども、その手前の原因がなんだったかということ、ちょっと違うような気がしているんですけど。少なくとも見出しだけで判断すると、たとえば、①とか⑦とか⑧「専門性の向上」というのは、もちろん今回のことだけじゃないけれども、より専門性の向上というのは、一番大きな課題ですし、トータルな専門性というところに何かの問題があったという判断はあり得るかなと思うんですけど、どうでしょうか。もちろん、①はある程度トータル的な部分もあると思うんですけど、次は保護者の関わりということで、この辺はどうでなければならぬということがあられるわけではないんですけど。受けとめ方については、ちょっと考えを整理した方がいいのではないかと。それから同じ意味合いで、目標3の(10)のちょっと、おっしゃった趣旨がよく分からなかったもので、今後は特別支援教育のあり方について、まだ、いい有り方が見つかっていないということですか？

○住友教育総務課参事

とりあえず昨年答申をいただいたんですけども、ここで方向性が明確になったということなんですけど、今後5年間、どういう取組を行っていくかということ、まだ具体的なとりまとめができていないということでC評価と。

○中島委員長

これは、鳥養の件とは関係がないんですね。

○足立特別支援教育課長  
関係ないです。

○佐伯委員  
中部に盲ろう学校高等部を、同一ヶ所につくるといった意見が上がっているんでしょうか？

○足立特別支援教育課長  
審議会の中でも具体的な、ここまでの意見は出ていませんでした。今回5年間をまとめるに当たっては、5年間は統廃合しないという前提で議論されましたので、こういう盲ろうについては、生徒数が減ってきているということがありますので、統廃合も含めて検討しなければいけないということは、課題としては上がってきています。

○佐伯委員  
通級指導のところに、「学校内で」と書いてあって、なるほどそこに移動しなくてもいいという良さはあるんだろうなと思って。だけど、大分増えて近場で行けるようになってきているのかなあと思っているんですけども、まだまだ中学校では少ないんですかねえ。

○小林小中学校課長  
少ないです。

○住友教育総務課参事  
委員長からご指摘いただいた、鳥取養護学校のC評価の項目についてはまた後で。

○中島委員長  
これは、とりまとめはどうなるんですか？

○住友教育総務課参事  
このあとは、ホームページに公開するまでに、学校とか関係機関に通知するというだけです。

○中島委員長  
修正して中間のとりまとめになるということですね。

○坂本委員  
スポーツ、すごくデータをちゃんと説明してくださって、体力が向上しているというのが出てたんで、この一部だけでもAにできないでしょうかねえ。目標2の(1)の②を。

○住友教育総務課参事

教育振興計画の指標を、もうちょっと高い目標に設定していますので。全国を上回りましたけれども、そこまでは。一応Bというところです。

先程の鳥養のところですが、①の方に持って行って、そっちをCにしたいと思いません。

○中島委員長

先程、アンケートを簡素化すると言われましたけれども、中間報告で皆さんが分担されているとはいえ、これだけの資料を中間報告でまとめるというのは、けっこうな資源が投下されていることになると思うんですけど、簡素化することによって、これ自体もう少しシンプルなものになるということになりますか。

○住友教育総務課参事

事務局内の評価まで簡素化するかはちょっと。来年度の予算にどう反映させるかというようなことも各課では考えますし。

○中島委員長

把握の仕方ですよね。どういふかたちで把握していくのがいいのかということだと思うんですよね。もう少し総論的な把握の仕方、概括的な把握の仕方はないのか。少なくとも見落としがないチェックはしようとか。要するにトータルな資源が本当に必要な場所に使われているのかどうかということが最終的に考えられるべきところで、やった方がいいか、やらない方がいいかと言えば、やった方がいいに決まっているんだけど、もっと他に優先順位がないことはないのかということも、最終的には要ると思うんですよね。すみません。これはなかなか難しい判断だと思うんですけど。

○山本教育長

できるだけ簡素化に向けて考えます。

#### 4 その他

○中島委員長

その他、各委員さんからございますか？では、本日はこれで閉会とします。次回は来年1月20日水曜日、定例教育委員会を開催しますが、よろしいですか？はい、では本日の日程を終了します。ご起立ください。ご苦労様でした。